

〔平成18年5月25日法務大臣認可
日本司法支援センター〕

(変更)平成19年 3月19日法務大臣認可
(変更)平成19年10月30日法務大臣認可
(変更)平成20年 3月17日法務大臣認可
(変更)平成20年11月〇日法務大臣認可

日本司法支援センター業務方法書

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 支援法第30条第1項の業務の方法
 - 第1節 情報提供業務及びその附帯業務の方法（第4条）
 - 第2節 民事法律扶助業務及びその附帯業務の方法
 - 第1款 通則（第5条－第7条）
 - 第2款 代理援助及び書類作成援助（第8条－第13条）
 - 第3款 法律相談援助（第14条－第23条）
 - 第4款 援助の申込み（第24条－第26条）
 - 第5款 代理援助及び書類作成援助の審査（第27条－第37条）
 - 第6款 個別契約等（第38条－第55条）
 - 第7款 援助の終結（第56条－第64条）
 - 第8款 償還の免除、みなし消滅（第65条－第68条）
 - 第9款 不服申立て、再審査（第69条－第70条の8）
 - 第3節 国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護関連業務並びにその附帯業務の方法
 - 第1款 通則（第71条）
 - 第2款 弁護士との契約に関する事項（第72条）
 - 第3款 国選弁護人、国選付添人及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項（第73条－第74条の2）
 - 第4款 報酬及び費用の算定及び支払に関する事項（第75条）
 - 第5款 支援法第39条第4項、第39条の2第3項及び第39条の3第3項に規定する協力に関する事項（第76条－第76条

の3)

第6款 支援法第39条第5項に規定する訴訟費用の見込額の通知に関する事項（第77条）

第7款 支援法第43条第1号に掲げる勘定の管理に関する事項（第78条）

第4節 司法過疎地等における法律事務の取扱いに関する業務及びその附帯業務の方法（第79条）

第5節 犯罪被害者等支援業務及びその附帯業務の方法（第80条）

第6節 関係機関の連携の確保（第81条）

第7節 講習又は研修の実施業務及びその附帯業務の方法（第82条）

第3章 支援法第30条第2項の業務の方法（第83条・第83条の2）

第4章 業務委託（第84条）

第5章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第85条）

第6章 雑則（第86条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、綜合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「支援法」という。）第34条第1項に基づき、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 センターは、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備に関し、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指して、その業務の迅速、適切かつ効果的な運営を図る。

（事務所）

第3条 センターは、主たる事務所（以下「本部事務所」という。）を東京都に置く。

2 センターは、本部事務所のほか、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和22年法律第63号）別表第二表に規定する地方裁判所の所在地に、当該地方裁判所の管轄区域における業務（当該地方裁判所の管轄区域における業務以外の業務で、センターが別に定めるものを含む。）を担当する事務所として地方事務所を置く。

3 センターは、前二項の規定に定めるもののほか、必要な地に、地方事務所の支部又は出張所その他の事務所を置くことができる。

第2章 支援法第30条第1項の業務の方法

第1節 情報提供業務及びその附帯業務の方法

（情報提供業務）

第4条 センターは、支援法第30条第1項第1号の規定により、次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供する業務を行う。

一 裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの

二 弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの

2 センターは、コールセンター等を設置し、全国の利用者に対する電話等による情報提供を行う。

第2節 民事法律扶助業務及びその附帯業務の方法

第1款 通則

（定義）

第5条 本節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 代理援助 次に掲げる援助をいう。
 - ア 裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続（以下「民事裁判等手続」という。）の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。
 - イ アに規定する立替えに代え、アに規定する報酬及び実費に相当する額（以下「代理援助負担金」という。）をセンターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等（センターとの間で、支援法第30条に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者をいう。以下同じ。）にアの代理人が行う事務を取り扱わせること。
- 二 書類作成援助 次に掲げる援助をいう。
 - ア 弁護士法（昭和24年法律第205号）、司法書士法（昭和25年法律第197号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。
 - イ アに規定する立替えに代え、アに規定する報酬及び実費に相当する額（以下「書類作成援助負担金」という。）をセンターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にアに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。
- 三 法律相談援助 弁護士法その他の法律により法律相談を行うことを業とすることができる者による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施することをいう。
- 四 附帯援助 前三号に規定する援助に附帯する援助（第1号に附帯する民事保全手続における立担保を含む。）を行うことをいう。
- 五 弁護士・司法書士等 弁護士、弁護士法人、司法書士及び司法書士法人をいう。
- 六 指定相談場所 理事長が別に定める基準により地方事務所の長（以下本節において「地方事務所長」という。）が指定した法律相談援助を行う場所をいう。

- 七 センター相談登録契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する、センターの事務所又は指定相談場所において、法律相談援助を実施することについての契約をいう。
- 八 センター相談登録弁護士 センターとの間でセンター相談登録契約を締結した弁護士及び弁護士法人をいう。
- 九 センター相談登録司法書士 センターとの間でセンター相談登録契約を締結した司法書士及び司法書士法人をいう。
- 十 事務所相談登録契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する、当該弁護士・司法書士等の事務所で法律相談援助を実施することについての契約をいう。
- 十一 事務所相談登録弁護士 センターとの間で事務所相談登録契約を締結した弁護士及び弁護士法人をいう。
- 十二 事務所相談登録司法書士 センターとの間で事務所相談登録契約を締結した司法書士及び司法書士法人をいう。
- 十三 法律相談担当者 センター相談登録弁護士、センター相談登録司法書士、事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士をいう。
- 十四 受任予定者契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する代理援助を実施することについての契約をいう。
- 十五 受任予定者 センターとの間で受任予定者契約を締結している弁護士・司法書士等をいう。
- 十六 受任者 代理援助に係る案件を受任した弁護士・司法書士等をいう。
- 十七 受託予定者契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する書類作成援助を実施することについての契約をいう。
- 十八 受託予定者 センターとの間で受託予定者契約を締結している弁護士・司法書士等をいう。
- 十九 受託者 書類作成援助に係る案件を受託した弁護士・司法書士等をいう。
- 二十 申込者 第1号から第3号までのいずれかの援助の申込みをした者をいう。
- 二十一 被援助者 第1号から第3号までのいずれかの援助を受けた者をいう。
- 二十二 受任者等 受任者及び受託者をいう。
- (本部法律扶助審査委員)

第6条 センターは、第70条の3に規定する審査に関し、本部事務所に本部法律扶助審査委員（以下「本部扶助審査委員」という。）を置く。

2 理事長は、法律と裁判に精通している者の中から、本部扶助審査委員を選任し、その中から本部扶助審査委員長及び本部扶助審査副委員長を指名する。

3 本部扶助審査委員長は、本部事務所における本部扶助審査委員の業務を統括する。本部扶助審査副委員長は、本部扶助審査委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 本部扶助審査委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 本部扶助審査委員の定数及びその審査に関する事項は、理事長が別に細則で定める。

（地方事務所法律扶助審査委員）

第7条 センターは、第28条、第30条、第49条の2から第52条まで、第54条から第56条まで及び第69条の3に規定する審査に関し、地方事務所に地方事務所法律扶助審査委員（以下「地方扶助審査委員」という。）を置く。

2 地方事務所長は、法律と裁判に精通している者の中から、地方扶助審査委員を選任し、その中から地方扶助審査委員長及び地方扶助審査副委員長を指名する。

3 地方扶助審査委員長は、地方事務所における地方扶助審査委員の業務を統括する。地方扶助審査副委員長は、地方扶助審査委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 地方扶助審査委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した地方扶助審査委員の補欠として選任された地方扶助審査委員の任期は、退任した地方扶助審査委員の任期の満了する時までとする。

6 地方扶助審査委員の定数及びその審査に関する事項は、理事長が別に細則で定める。

第2款 代理援助及び書類作成援助

（方法及び対象）

第8条 代理援助は、次の各号に掲げる方法とし、それぞれ当該各号に定め

る手続を対象とする。

- 一 裁判代理援助 民事訴訟、民事保全、民事執行、破産、非訟、調停、家事審判その他裁判所における民事事件、家事事件及び行政事件に関する手続
- 二 裁判前代理援助 民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で、これにより迅速かつ効率的な権利実現が期待できるなど案件の内容や申込者の事情などにより弁護士・司法書士等による継続的な代理が特に必要と認められるもの

2 書類作成援助は、前項第1号に規定する手続を対象とする。

(援助要件)

第9条 代理援助及び書類作成援助（以下「代理援助等」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行う。

- 一 申込者が、別表1の代理援助等資力基準に定める資力に乏しい国民等であること。
- 二 勝訴の見込みがないとはいえないこと。
- 三 民事法律扶助の趣旨に適すること。

(代理援助等資力基準の基本的考え方)

第10条 代理援助等資力基準は、生活保護法（昭和25年法律第144号）における保護の基準を踏まえるとともに、申込者の家賃、住宅ローン、医療費その他やむを得ない出費等資力にかかわる個別の事情をも考慮し得るものとして定める。

(立替費用)

第11条 センターが、援助を行う案件（以下「援助案件」という。）について立て替える費用（以下「立替費用」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 代理援助又は書類作成援助に係る報酬
- 二 代理援助又は書類作成援助に係る実費
- 三 保証金
- 四 その他附帯援助に要する費用

2 前項第1号に規定する代理援助に係る報酬については、着手金と報酬金をその内容とする。

(報酬及び実費の立替基準)

第12条 前条第1項第1号及び第2号の規定による報酬及び実費の立替え

は、次に掲げる事項を踏まえて別表3に定めた基準（以下「立替基準」という。）による。

- 一 被援助者に著しい負担になるようなものでないこと。
- 二 適正な法律事務の提供を確保することが困難となるようなものでないこと。
- 三 援助案件の特性や難易を考慮したものであること。

（代理援助負担金等）

第13条 代理援助負担金の決定、支払及び免除については、代理援助に係る報酬及び実費の立替えの決定、立替金の償還及び免除に関する規定を準用する。

2 書類作成援助負担金の決定、支払及び免除については、書類作成援助の報酬及び実費の立替えの決定、立替金の償還及び免除に関する規定を準用する。

第3款 法律相談援助

（対象）

第14条 法律相談援助の対象は、民事、家事又は行政に関する案件とする。

（援助要件）

第15条 法律相談援助は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行う。

- 一 申込者が、別表2の法律相談援助資力基準に定める資力に乏しい国民等であること。
- 二 民事法律扶助の趣旨に適すること。

（法律相談援助資力基準の基本的考え方）

第15条の2 法律相談援助資力基準は、申込者の手続的な負担の軽減を考慮した上で、第10条に規定するところにより定める。

（援助内容）

第16条 法律相談援助の援助内容は、弁護士・司法書士等による口頭による法的助言とし、これに要する費用については、被援助者に負担させないものとする。

2 同一申込者に対する法律相談援助は、同一問題につき、3回を限度とする。

(法律相談援助に付随する援助)

第17条 法律相談担当者は、前条第1項の規定にかかわらず、その援助の実施に当たり、案件の内容、被援助者の意向その他の事情を考慮し、紛争の迅速かつ適正な解決に資すると認めるときは、簡易な法的文書を作成し、被援助者に交付することができるものとする。この場合において、センターは、理事長が別に定める基準により、これに要する費用の一部の支払を被援助者に求めることができる。

(法律相談援助の実施場所)

第18条 センターは、センターの事務所及び指定相談場所並びに事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士の事務所において、法律相談援助を実施する。

2 センターは、申込者が高齢者若しくは障害者であること又は前項に規定する相談場所から遠距離の地域に居住していることその他のやむを得ない事情により前項に規定する相談場所に赴くことが困難な場合は、申込者の居住場所その他適宜の場所において、法律相談援助を実施することができる。

(センター相談登録弁護士・センター相談登録司法書士)

第19条 センターは、民事法律扶助業務に精通した弁護士・司法書士等とセンター相談登録契約を締結する。

2 センターは、弁護士会及び司法書士会に対しセンター相談登録弁護士及びセンター相談登録司法書士を確保するための協力を求める。

3 センター相談登録弁護士及びセンター相談登録司法書士は、自らが法律相談援助を行った案件につき第28条第1項第1号に規定する援助開始決定があったときは、第38条及び第39条に規定する受任者等となるよう努めるものとする。ただし、当該センター相談登録弁護士又はセンター相談登録司法書士が業務の繁忙その他の理由により当該案件を受任又は受託できないときは、この限りでない。

4 センター相談登録契約の期間は2年とする。ただし、この契約は更新することができる。

(事務所相談登録弁護士・事務所相談登録司法書士)

第20条 センターは、民事法律扶助業務に精通した弁護士・司法書士等と事務所相談登録契約を締結する。

2 センターは、弁護士会及び司法書士会に対し事務所相談登録弁護士及び

事務所相談登録司法書士を確保するための協力を求める。

- 3 センターは、センターの事務所所在地から遠距離の地域に事務所を置く弁護士・司法書士等と事務所相談登録契約を締結するよう努める。
- 4 事務所相談登録契約の期間は2年とする。ただし、この契約は更新することができる。
- 5 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、理事長が別に定める指定マークを自己の事務所に表示するものとする。
- 6 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、援助の申込みがあり、第15条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、特段の事情がない限りその申込みを受理し、法律相談援助を行うものとする。
- 7 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、申込者に対し、相談日時その他の条件を指定することができるものとする。
- 8 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、自らが法律相談援助を行った案件につき第28条第1項第1号に規定する援助開始決定があったときは、受任者等となるよう努めるものとする。ただし、当該事務所相談登録弁護士又は事務所相談登録司法書士が業務の繁忙その他の理由により当該案件を受任又は受託できないときは、この限りでない。

(法律相談援助の拒絶又は中止)

第21条 地方事務所長又は法律相談担当者は、申込者が前条第7項の規定による相談日時その他の条件の指定に応じないときその他申込者に不適切な行為のあるときは、法律相談援助を拒絶又は中止することができる。

(法律相談票の作成)

第22条 法律相談担当者は、法律相談援助を行ったときは、法律相談の概要を記載した書面(以下「法律相談票」という。)を作成し、地方事務所長に提出しなければならないものとする。

(法律相談費の支払)

第23条 センターは、法律相談援助を行った法律相談担当者に対し、理事長が別に定める法律相談援助費用支出基準により法律相談費を支払う。

第4款 援助の申込み

(申込みの場所)

第24条 援助の申込みをする者は、その申込みをセンターの事務所、指定相談場所又は事務所相談登録弁護士若しくは事務所相談登録司法書士の事務所において行うものとする。

(申込手続)

第25条 前条の申込みをする者は、所定の申込書（以下「援助申込書」という。）に、住所、氏名、職業、収入、資産及び家族並びに事件の相手方がいる場合にあっては相手方の住所及び氏名その他必要な事項を記入し、提出しなければならないものとする。

2 地方事務所長又は法律相談担当者は、援助の申込者が外国人であるときは、外国人登録証明書又はこれに代わる書面を提示させるなどして在留資格を確認しなければならないものとする。

3 次条第4項に規定する場合及び同条第7項に規定するところにより地方事務所長が法律相談援助を省略して同条第6項に規定する審査に付する場合には、申込者は、援助申込書に、家族の同居、別居の別その他必要な事項を追加して記入しなければならないものとする。

(法律相談援助から審査に至る手続等)

第26条 地方事務所長又は法律相談担当者は、第24条に規定する申込みを受けたときは、その案件（以下「申込案件」という。）が第15条各号に掲げる要件のいずれにも該当しているか否かを速やかに確認するものとする。

2 地方事務所長は、申込案件が第15条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、法律相談担当者に法律相談援助を行わせる。

3 法律相談担当者は、申込案件が第15条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、法律相談援助を行うものとする。

4 法律相談担当者は、前項に規定する法律相談援助を実施した場合において、申込者が代理援助又は書類作成援助を希望するときは、申込案件の概要を記載した調書（以下「事件調書」という。）を作成しなければならないものとする。ただし、法律相談票がある場合には、これをもって事件調書に代えることができるものとする。

5 法律相談担当者は、事件調書を作成したときは、申込者から提出を受けた書面と併せてこれを地方事務所長に提出しなければならないものとする。

6 地方事務所長は、援助申込書及び事件調書の提出を受けたときは、速やかに申込案件を地方扶助審査委員の審査に付する。

- 7 地方事務所長は、援助申込書その他の資料により、第28条第1項各号の決定をするのに熟していると認めるときは、第2項に規定する法律相談援助を省略し、申込案件を前項の審査に付することができる。
- 8 地方事務所長は、弁護士・司法書士等が第28条第1項第1号に規定する援助開始決定を条件に代理援助の受任又は書類作成援助の受託を承諾している案件（以下「持込案件」という。）の申込みについて、当該弁護士・司法書士等から事件調書の提出があった場合には、第1項に規定する手続及び第2項又は第3項に規定する法律相談援助を省略し、第6項の審査に付することができる。
- 9 地方事務所長は、申込案件が既に代理援助又は書類作成援助が行われた民事裁判等手続に関する案件であって、申込者が引き続き代理援助又は書類作成援助を希望している場合には、第46条第2項に規定する中間報告書若しくは同条第4項に規定する終結報告書又は第47条第1項に規定する報告書の提出をもって当該代理援助又は書類作成援助の申込みとみなすことができる。

第5款 代理援助等の審査

（申込みの取下げ）

第27条 申込者は、次条第1項第1号に規定する援助開始決定がされるまで、書面又は口頭により、代理援助又は書類作成援助の申込みを取り下げることができるものとする。

2 地方事務所長は、申込者が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、援助の申込みの取下げがあったものとみなすことができる。

- 一 事件調書の作成に協力しないとき。
- 二 提出を求めた書類を提出しないとき。
- 三 その他申込案件の審査に協力しないとき。

（申込みに対する決定）

第28条 地方事務所長は、第26条第6項から第8項までの規定により審査に付された申込案件について、地方扶助審査委員の判断に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する決定をする。

- 一 第9条各号に掲げる要件のいずれにも該当するとき 援助を開始する決定（以下「援助開始決定」という。）

二 第9条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないとき 援助を不開始とする決定（以下「援助不開始決定」という。）

- 2 援助開始決定においては、裁判代理援助、裁判前代理援助又は書類作成援助のうち、いずれか相当な援助方法を定める。
- 3 援助開始決定においては、必要に応じて、附帯援助の方法を定め、又は条件を付することができる。
- 4 地方事務所長は、援助不開始決定をしたときは、その理由を付して申込者に通知する。

（審査の方法）

第29条 地方事務所長は、第26条第6項から第8項まで、第30条第2項、第49条の2、第50条第2項、第51条第2項、第52条第2項、第54条第1項、第55条第2項並びに第56条第1項及び第2項に規定する審査に付するときは、地方扶助審査委員の中から担当審査委員を2名指名する。

- 2 地方事務所長は、前項の規定にかかわらず、同時廃止決定が見込める破産事件、敗訴その他の理由により報酬金決定が伴わない終結事件、10万円以下の追加費用の支出その他理事長が別に定める簡易な案件のときは、地方扶助審査委員の中から担当審査委員1名を指名して審査に付することができる。
- 3 地方事務所長は、第1項に規定する審査において担当審査委員の判断が分かれたときは、速やかに地方扶助審査委員の中から担当審査委員1名を追加して指名し、審査に加える。
- 4 前項の審査は担当審査委員の過半数をもって決する。

（立替費用等の決定）

第30条 地方事務所長は、援助開始決定をするときは、地方扶助審査委員の判断に基づき、次に掲げる事項を決定する。

- 一 立替費用の種類及び額又は限度
- 二 被援助者が負担する実費（附帯援助に係る費用を含む。）の額
- 三 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第82条の訴訟救助申立ての要否
- 四 事件終結までの立替金の償還方法
- 五 その他の援助の条件

- 2 地方事務所長は、前項各号に規定する事項について、援助開始決定後に

その全部又は一部を変更することが相当であると認めるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、これを変更する決定をすることができる。この場合において、受任者等に対し既に交付した金銭の返還を求めるべき旨を決定したときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる。

3 地方事務所長は、前項の決定をするに当たっては、被援助者の意見を聴かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

4 第1項第1号に規定する事項の決定は、立替基準による。

(要訴訟救助申立て)

第31条 地方事務所長は、援助案件が民事訴訟法第82条の訴訟救助の要件に該当し、訴訟救助申立てが必要と認めるときは、当該案件を要訴訟救助申立案件とする。

(事件進行中の立替金の償還及び猶予)

第32条 地方事務所長は、援助開始決定に当たって、被援助者の生活状況を聴取し、事件進行中の期間における立替金の償還方法を決定する。

2 前項に規定する立替金の償還方法は、援助開始決定後、地方事務所長が指定した金額を自動払込手続その他の方法により割賦で支払う方式（以下「割賦償還」という。）とする。

3 地方事務所長は、被援助者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、事件進行中の期間における立替金の償還を猶予することができる。

一 生活保護法の適用を受けているとき。

二 前号に準ずる程度に生計が困難であるとき。

(進行中の償還方法の変更)

第33条 地方事務所長は、事件進行中に、被援助者から立替金の償還方法の変更又は償還猶予の申請を受けた場合において、その申請を相当と認めるときは、償還方法の変更又は事件終結までの償還猶予の決定をすることができる。

(援助不開始の特例)

第34条 地方事務所長は、地方扶助審査委員が申込案件について第9条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると判断した場合であっても、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、援助不開始決定をすることができる。

- 一 外国において事件の処理を必要とするとき。
 - 二 著しく特殊又は専門的な能力を必要とするとき。
 - 三 その他援助することが著しく困難であるとき。
- 2 地方事務所長は、前項各号に掲げる場合のほか、センターの財務状況その他の事情を勘案し理事長が別に定めた基準により援助不開始決定をすることができる。
- 3 地方事務所長が、前二項に規定する決定をするときは、あらかじめ地方扶助審査委員長の意見を聴かなければならない。

(調査)

第35条 地方事務所長は、以下の各号に掲げる決定の判断に必要な事項について調査をする必要があると認めるときは、法律構成若しくは事実関係その他の事項の調査又は鑑定を適正かつ確実に遂行できる知識及び能力を有する者に調査又は鑑定を委嘱することができる。

- 一 援助開始決定
 - 二 援助不開始決定
 - 三 第40条第1項に規定する取消しの決定
- 2 前項の調査又は鑑定の委嘱を受けた者は、その結果につき書面で地方事務所長に報告するものとする。
- 3 地方事務所長は、前項の書面による報告を受けたときは、理事長が別に定める基準により、当該調査又は鑑定の費用を支出する。

(援助の条件等の遵守)

- 第36条 被援助者は、援助開始決定に際して付された立替金の償還方法、資料の追完その他の援助の条件を遵守しなければならないものとする。
- 2 被援助者は、立替金の割賦償還についての決定を受けたときは、その決定後1か月以内に、自動払込手続その他理事長が別に定める所定の手続を行わなければならないものとする。
- 3 被援助者は、氏名又は住所その他援助申込書に記載した事項について変更があったときは、速やかに変更内容を地方事務所長に届け出なければならないものとする。

(資料等の提出)

第37条 地方事務所長は、必要があると認めるときは、申込者又は被援助者に対し、資料の提出又は説明を求めることができるものとする。

第6款 個別契約等

(代理援助の受任者となるべき者の選任)

第38条 センターは、民事法律扶助業務に精通した弁護士・司法書士等と受任予定者契約を締結する。

- 2 地方事務所長は、代理援助の援助開始決定をしたときは、当該案件の法律相談援助を担当した法律相談担当者を受任者となるべき者として選任するものとする。この場合において、当該法律相談担当者が受任予定者契約を締結していないときは、同契約を締結の上、受任者となるべき者として選任する。
- 3 地方事務所長は、前項に規定する法律相談担当者を受任者となるべき者として選任できないとき又は受任者の死亡、辞任、解任その他特別な事情の生じたときは、受任予定者の中から受任者となるべき者を選任する。
- 4 センターは、弁護士会及び司法書士会に対し受任予定者を確保するための協力を求める。
- 5 受任予定者契約の契約期間は2年とする。ただし、この契約は更新することができる。
- 6 地方事務所長は、持込案件については、当該案件の受任を承諾した弁護士・司法書士等が受任予定者契約を締結していないときは、同契約を締結の上、当該弁護士・司法書士等を受任者となるべき者として選任することができる。
- 7 地方事務所長は、第2項、第3項及び第6項により受任者となるべき者を選任したときは、当該受任者となるべき者にその旨を通知する。

(書類作成援助の受託者となるべき者の選任)

第39条 センターは、民事法律扶助業務に精通した弁護士・司法書士等と受託予定者契約を締結する。

- 2 地方事務所長は、書類作成援助の援助開始決定をしたときは、前項の受託予定者の中から受託者となるべき者を選任する。受託者の死亡、辞任、解任その他特別な事情の生じたときも同様とする。
- 3 センターは、弁護士会及び司法書士会に対し受託予定者を確保するための協力を求める。
- 4 受託予定者契約の契約期間は2年とする。ただし、この契約は更新することができる。

5 地方事務所長は、持込案件については、当該案件の受託を承諾した弁護士・司法書士等が受託予定者契約を締結していないときは、同契約を締結の上、当該弁護士・司法書士等を受託者となるべき者として選任することができる。

6 地方事務所長は、第2項及び第5項により受託者となるべき者を選任したときは、当該受託者となるべき者にその旨を通知する。

(援助開始決定の取消し)

第40条 地方事務所長は、前二条に規定する手続によっても受任者等となるべき者を選任することができないとき又は援助案件につき第9条各号に掲げる要件のいずれかを欠くことが明らかになったときは、決定により、援助開始決定を取り消すことができる。

2 地方事務所長が、前項に規定する決定をするときは、あらかじめ地方扶助審査委員長の意見を聴かなければならない。

(援助案件の移送)

第41条 地方事務所長は、援助案件が他の地方事務所において処理することが適当であると認めるときは、当該地方事務所に援助案件を移送することができる。

2 前項の移送の手続については、理事長が別に定める。

(個別契約)

第42条 受任者等となるべき者は、第38条第7項又は第39条第6項の通知を受けたときは、センター、被援助者及び当該受任者等となるべき者との間において、理事長が別に定める契約（以下「個別契約」という。）を速やかに締結するよう協力しなければならない。ただし、当該案件を受任又は受託できない特別な事情があり、その旨を直ちに地方事務所長に通知した場合は、この限りでない。

(保証金等)

第43条 受任者は、保証金又は預納金を納付するときは、受任者名で第三者供託又は預納を行わなければならないものとする。

2 民事保全手続における支払保証委託契約は、センターの指定する金融機関とセンターとの間で締結する。

(訴訟救助の申立て)

第44条 受任者等は、援助案件が第31条の規定により要訴訟救助申立案件とされたときは、その申立てをしなければならないものとする。

(金銭の立替え・受領の禁止)

第45条 受任者等は、事件の処理に関し、被援助者のために金銭を立替え又は被援助者から金銭その他の利益を受けてはならないものとする。ただし、特別の事情があり、受任者が地方事務所長の承認を得た場合は、この限りでない。

(受任者による着手、中間、終結の報告)

第46条 受任者は、速やかに援助案件の処理に着手し、3か月以内に訴状、答弁書、調停申立書、仮差押若しくは仮処分決定書、納付書、保管金受領書その他事件処理の着手を証する書面の写しを添付した着手報告書を地方事務所長に提出しなければならないものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 受任者は、事件進行中において援助案件に関連し、別に訴えの提起その他の手続が必要になったときは、その理由を付した中間報告書を地方事務所長に提出しなければならないものとする。

3 地方事務所長は、援助開始決定後2年を経過したとき又は必要があると認めるときは、受任者に対し事件の進行状況に関する報告書の提出を求めることができる。

4 受任者は、援助案件が判決の言渡し、和解、調停、示談の成立その他の理由により終了したときは、速やかに判決書、和解調書、調停調書、示談書その他事件の終了を証する書面の写しを添付した終結報告書を地方事務所長に提出しなければならないものとする。

(受託者による作成終了等の報告)

第47条 受託者は、訴状、答弁書、準備書面その他の援助開始決定を受けた書類作成を速やかに行い、その写しを添付した報告書を地方事務所長に提出しなければならないものとする。

2 受託者は、書類作成援助の対象となった事件が判決の言渡し、和解、調停の成立その他の理由により終了したときは、速やかに判決書、和解調書、調停調書その他事件の終了を証する書面の写しを添付した終結報告書を地方事務所長に提出しなければならないものとする。

3 受託者は、書類作成援助の対象となった事件が終了したにもかかわらず、被援助者が判決書、和解調書、調停調書その他事件の終了を証する書面の写しを受託者に交付しない場合には、その旨を記載した終結報告書を地方事務所長に提出しなければならないものとする。

(金銭の取立て)

第48条 受任者は、事件の相手方その他事件の関係者(以下「相手方等」という。)から受け取るべき金銭があり、任意履行の見込みがあるときは、速やかにこれを取り立てなければならないものとする。

2 受任者は、被援助者が事件の相手方等から受け取るべき金銭につき、その受領方法に関する約定を定めるときは、特別の事情がない限り受任者を受領者としなければならないものとする。

(受領金銭)

第49条 受任者は、事件に関し相手方等から金銭を受領したときは、被援助者に交付せず、受任者において一時保管するとともに、その事実を速やかに地方事務所長に書面で報告しなければならないものとする。

2 地方事務所長は、必要があると認めるときは、受任者に対し、前項により受領した金銭の全部又は一部を地方事務所長に引き渡すよう求めることができる。

3 地方事務所長は、第56条に規定する終結決定があったときは、立替金、報酬金及び追加支出対象となるべき実費を清算して、残金を被援助者に交付し又は受任者をしてこれを交付させる。ただし、必要と認める事情があるときは、その決定の前であっても、被援助者に対し受領金銭の一部を交付し又は受任者をしてこれを交付させることができる。

(中間報酬金)

第49条の2 地方事務所長は、受任者より、前条第1項の報告がされたときは、終結決定の前であっても、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づいて、事件に関し相手方等から受領した金銭に対応する報酬金の額及び支払方法を決定することができる。

(追加支出)

第50条 受任者等は、立替費用について援助開始決定その他の決定に定める額に不足が生じたときは、追加費用支出申立書を作成し、これに疎明資料を添付して、地方事務所長に追加費用の支出の申立てをすることができるものとする。

2 地方事務所長は、前項に規定する申立てがあったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、追加費用の支出について決定する。

3 地方事務所長は、前項の決定に当たっては、被援助者の意見を聴かななければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

4 第2項の決定は、立替基準による。

(辞任)

第51条 受任者等は、病気その他やむを得ない理由により辞任しようとするときは、地方事務所長にその理由を付した文書を提出して辞任の申出をするものとする。

2 地方事務所長は、前項に規定する申出があったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、辞任をやむを得ないと認めるときは、これを承認する。

(解任)

第52条 被援助者は、やむを得ない理由により受任者等を解任しようとするときは、地方事務所長にその理由を付した文書を提出して、解任の申出をするものとする。

2 地方事務所長は、前項に規定する申出があったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、被援助者による受任者等の解任をやむを得ないと認めるときは、これを承認する。

3 前項に規定する地方事務所長の承認がなければ、受任者等への解任の効力は生じないものとする。

(個別契約の当然終了)

第53条 個別契約は、次に掲げる事由によって終了する。

一 被援助者又は受任者等が死亡したとき。

二 受任者等が弁護士・司法書士等でなくなったとき。

2 前項第1号の規定にかかわらず、被援助者が死亡した場合において、個別契約の締結の前提となっている権利義務を相続により承継する者が確定し、当該承継者が終結決定前にセンターに引き続き援助を希望する旨の申し出をし、かつ、当該承継者が第9条第1号の要件に該当すると地方事務所長が認めたときは、被援助者の有していた個別契約の地位は当該承継者に当然に承継されたものとみなす。

(個別契約の地方事務所長による解除)

第54条 地方事務所長は、次に掲げるいずれかの事由があるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、個別契約を解除することができる。

一 被援助者が、正当な理由なく連絡を断ち又は援助の条件を遵守しないなど、契約を誠実に履行せず、援助を継続することが適当でなくなった

とき。

二 被援助者が、受任者等を解任したとき。

三 受任者等が辞任したとき。

2 地方事務所長は、前項の規定により個別契約を解除したときは、第56条第1項に規定する終結決定をすることができる。

3 第38条第6項、第39条第5項及び第42条の規定は、第1項第3号に規定する場合で、被援助者が後任の受任者等となるべき者を指定してその選任を申し出たときについて準用する。

(解除等の後の処理)

第55条 地方事務所長は、前二条の規定により個別契約が終了したときは、終了の理由を付して被援助者（被援助者が死亡した場合の相続人を含む。以下この条において同じ。）及び受任者等に通知する。ただし、それらの者の住所が不明の場合は、この限りでない。

2 地方事務所長は、前二条の規定により個別契約が終了したときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、次の各号に掲げる事項を決定する。ただし、第56条第1項第2号又は第3号に基づき援助の終結決定をすべきときは、第2号に規定する事項について決定することを要しない。

一 受任者等に対し既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法

二 第38条第3項又は第39条第2項により受任者等となるべき者を新たに選任する場合に、センターが立て替える立替費用のうち、第11条第1項第1号及び第2号の規定による報酬及び実費の額及び支払方法

3 前項第1号に基づき、受任者等に返還を求めるべき額が決定されたときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる。

4 受任者は、前二条の規定により代理援助の個別契約が終了したときは、速やかに代理援助に係る事件が係属している裁判所に辞任届を提出し、かつ、被援助者に証拠資料を返還しなければならないものとする。ただし、証拠資料の返還については、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。

5 受託者は、前二条の規定により書類作成援助の個別契約が終了したときは、被援助者に速やかに証拠資料を返還しなければならないものとする。ただし、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。

第7款 援助の終結

(終結決定)

第56条 地方事務所長は、次に掲げる事由があるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、援助の終結決定をする。

- 一 事件が終結し、受任者等から終結報告書が提出されたとき。ただし、終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続している場合で、かつ第58条第2項により関連事件の終結決定を待つて報酬金の決定をすることとしたときは、この限りでない。
- 二 援助を継続する必要がなくなったとき。
- 三 受任者等が辞任し又は解任され、後任の受任者等の選任が困難なとき。

2 地方事務所長は、受任者等から終結報告書が提出されない場合であっても、事件が終結していることが明らかなきときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、援助の終結決定をすることができる。

(終結決定時の審査・決定事項)

第57条 地方事務所長は、終結決定において、事件の内容、終結に至った経緯その他の事情を勘案して次に掲げる事項を決定し、立替金の総額を確定する。

- 一 報酬金の額、支払条件及び支払方法
- 二 追加支出の額、支払条件及び支払方法

2 前項第1号の支払方法の決定に当たっては、被援助者が事件に関し相手方等から金銭その他の財産的利益（以下「金銭等」という。）を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替えではなく、被援助者が直接受任者に支払うものとするすることができる。

(報酬金)

第58条 地方事務所長は、前条第1項第1号に規定する報酬金の決定に当たっては、被援助者及び受任者の意見を聴く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 地方事務所長は、終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続している場合には、関連事件の終結決定を待つて報酬金の決定をすることができる。

(援助終結後の償還方法)

第59条 地方事務所長は、終結決定に当たり、被援助者の生活状況を聴取するとともに、事件の相手方等からの金銭等の取得状況を確認し、援助終了後の立替金の償還又はその猶予若しくは免除を決定する。

2 前項に規定する立替金の償還方法は、割賦償還又は地方事務所長が指定した期限までにその指定した方法により一括して支払う方式（以下「即時償還」という。）とする。

3 被援助者が事件進行中から割賦償還による償還を行っている場合において、地方事務所長が承認したときは、これを継続することができる。

4 地方事務所長は、援助終了後に、被援助者から立替金の償還方法の変更の申請を受けた場合において、その申請を相当と認めるときは、償還方法の変更を決定することができる。

5 割賦償還の償還期間は3年を超えないものとする。ただし、地方事務所長は、被援助者の資力その他の状況を勘案し、償還期間を延長する決定をすることができる。

（償還の特則）

第60条 被援助者は、事件により相手方等から金銭等を得ているときは、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、そのうち100分の25に相当する金額までを立替金の償還に充てなければならないものとする。

（保証金の償還）

第61条 受任者は、終結決定その他の決定に当たり、立替金のうち保証金のある場合で立担保の必要がなくなったときは、速やかに担保取消しの手続を行い、保証金及びその利息を償還しなければならないものとする。

2 受任者は、前項に規定する場合において、支払保証委託契約により担保を立てているときは、地方事務所長に支払保証委託契約原因消滅証明書を提出しなければならないものとする。

（償還猶予）

第62条 地方事務所長は、被援助者が即時償還又は割賦償還により償還をすることが著しく困難であると認めるときは、その全部又は一部について3年を超えない期間を定めて、償還を猶予する旨の決定をすることができる。

2 地方事務所長は、被援助者に特別の事情のあるときは、前項に規定する猶予期間を延長する旨の決定をすることができる。

3 被援助者は、償還の猶予を受けようとするときは、地方事務所長に立替金償還猶予等申請書を提出しなければならないものとする。

4 地方事務所長は、猶予期間が満了したときは、被援助者の資力その他の状況を勘案し、立替金の償還又はその猶予若しくは免除を決定する。

(督促等)

第63条 地方事務所長は、即時償還又は割賦償還の決定をした場合において、被援助者が償還をすべき期限までにその償還をしていないときは、遅滞なく督促を行う。

(担保)

第64条 地方事務所長は、被援助者が事件により金銭等を得た場合、立替金の償還を確保するために被援助者に担保の提供を求めることができる。

第8款 償還の免除、みなし消滅

(償還免除)

第65条 地方事務所長は、終結決定と同時又はその後において、被援助者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、理事長の承認を得て、立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる。ただし、被援助者が相手方等から金銭等を得、又は得る見込みがあるときは、当該金銭等の価額の100分の25に相当する金額については、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、その償還の免除を決定することができない。

一 生活保護法の適用を受けているとき。

二 前号の規定に準ずる程度に生計が困難であり、かつ、将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められるとき。

2 前項の規定により立替金の免除を受けようとする被援助者は、病気、障害その他特別の事情のない限り、地方事務所長に対し立替金償還免除申請書及び償還免除を相当とする理由を証する書面を提出しなければならないものとする。

(被援助者所在不明等の償還免除)

第66条 地方事務所長は、被援助者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理事長の承認を得て、立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる。

- 一 被援助者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先して弁済を受ける権利を有する者の当該権利の価額（以下「強制執行をした場合の費用等」という。）の合計額を超えないと認められるとき。
- 二 被援助者が死亡したとき。
- 三 被援助者が我が国に住所又は居所を有しないこととなった場合において、再び我が国に住所又は居所を有することとなる見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用等の合計額を超えないと認められるとき。
- 四 当該立替金の額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。
- 五 当該立替金の存在につき法律上の争いがある場合において、勝訴の見込みがないものと認められるとき。

（免除決定の通知）

第67条 地方事務所長は、第65条に規定する立替金の償還の免除の決定をしたときは、被援助者にその旨を通知する。

（みなし消滅）

第68条 地方事務所長は、被援助者について、次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、理事長の承認を得て、被援助者に対する当該立替金の全部又は一部が消滅したものとみなして整理することができる。

- 一 当該立替金につき消滅時効が完成し、かつ、被援助者においてその援用をする見込みがあること。
- 二 被援助者が破産法（平成16年法律第75号）第253条その他の法令の規定に基づき、当該立替金につきその責任を免れたこと。

第9款 不服申立て、再審査

（不服申立て）

第69条 申込者、被援助者及び受任者等（以下「利害関係者」という。）は、地方事務所長のした決定（ただし、第69条の7の規定による不服申立てに対する決定を除く。以下「原決定」という。）に不服のある場合には、地方事務所長に対し、不服申立てをすることができるものとする。

- 2 不服申立ては、原決定があったことを知った日から30日以内に地方事務所に不服申立書を提出してしなければならないものとする。
- 3 不服申立ては、原決定の効力、その執行又は手続の続行を妨げない。ただし、地方事務所長は、必要があると認めるときは、不服申立てについての決定があるまで、原決定の効力、その執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置を決定することができる。
- 4 地方事務所長は、前項ただし書の決定をしたときは、利害関係者にその旨を通知する。

(不服申立てが不適法な場合)

第69条の2 地方事務所長は、不服申立てが前条第2項の期間経過後になされたものであるとき、その他明らかに不適法であると認めるときは、これを却下する旨の決定をすることができる。

(不服申立審査会の構成)

第69条の3 地方事務所長は、不服申立てがあった場合において、前条第1項の規定によりこれを却下しないときは、原決定に関与していない3名の地方扶助審査委員を指名し、不服申立審査会を構成させて、当該不服申立てをその審査に付する。

- 2 不服申立審査会の委員のうち1名は、地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長とする。ただし、地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長のいずれもが原決定に関与している場合は、この限りでない。
- 3 前項により指名された地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長は、不服申立審査会の議事を主宰する。ただし、不服申立審査会の委員に地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長のいずれもが含まれないときは、委員の互選により議事の主宰者を選任する。
- 4 地方事務所長は、第1項の規定により不服申立審査会の審査に付したときは、不服申立てをしなかった利害関係者にその旨を通知する。
- 5 地方事務所長は、原決定の理由となった事実を証する書類その他の物件を不服申立審査会に提出する。

(不服申立審査会による審理)

第69条の4 不服申立審査会の審理は、非公開とする。

- 2 不服申立審査会は、必要と認めるときは、利害関係者の出席を求めることができる。

3 不服申立審査会の議事を主宰する委員は、必要と認めるときは、地方事務所長に対し、不服申立てに対する決定をするために必要な事項について、調査又は報告を求めることができる。

(証拠書類等の提出)

第69条の5 利害関係者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、不服申立てと関連しないものは、この限りでない。

2 不服申立審査会の議事を主宰する委員は、必要があると認めるときは、前項により証拠書類又は証拠物を提出しようとする者に対し、その標目及びこれにより疎明しようとする事実等を記載した書面を提出するよう求めることができる。

3 地方事務所長は、第69条の7に定める決定をしたときは、この条の規定により提出された証拠書類又は証拠物を提出者に返還する。ただし、同決定に対し再審査の申立てがされた場合は、これを理事長に送付する。

(不服申立審査会による決定)

第69条の6 不服申立審査会は、不服申立てにつき審査し、理由を付してその採否を決定する。ただし、原決定を変更する旨の決定をするときは、当該不服申立てをしなかった利害関係者に意見を述べる機会を与えなければならない。

2 不服申立審査会の議事は、全委員の過半数をもって決する。

3 不服申立審査会の議事を主宰した委員は、当該不服申立審査会の決定内容を速やかに地方事務所長に報告する。

(不服申立審査会の決定に基づく地方事務所長の決定)

第69条の7 地方事務所長は、前条第1項の決定に基づき、不服申立てに対する決定(以下「不服申立てに対する決定」という。)を行い、利害関係者にその決定内容を通知する。

2 地方事務所長は、不服申立審査会が不服申立てを採用すべき旨の決定をしたときは、同決定に基づき、自ら原決定を破棄して相当な決定を行う。

3 地方事務所長は、不服申立審査会が不服申立てを不適法であると認める旨の決定をしたときは、これを却下する旨の決定を行う。

(再審査の申立て)

第70条 利害関係者は、不服申立てに対する決定に不服のある場合には、理事長に対し、再審査の申立てをすることができるものとする。

2 前項の再審査の申立ては、不服申立てに対する決定があったことを知っ

た日から14日以内に、不服申立てに対する決定をした地方事務所長に再審査申立書を提出してしなければならないものとする。

- 3 前項の再審査申立書の提出を受けた地方事務所長は、不服申立てに対する決定に関する一件記録とともに、これを理事長に送付する。
- 4 再審査申立ては、不服申立てに対する決定（不服申立てを採用せず又はこれを却下する旨の決定の場合には原決定をも含む。以下この項において同じ。）の効力、その執行又は手続の続行を妨げない。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、再審査申立てについての決定があるまで、不服申立てに対する決定の効力、その執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置を決定することができる。
- 5 理事長は、前項ただし書の決定をしたときは、利害関係者にその旨を通知する。

（再審査申立てが不適法な場合）

第70条の2 理事長は、再審査申立てが前条第2項の期間経過後になされたものであるとき、その他明らかに不適法であると認めるときは、これを却下する旨の決定をすることができる。

（再審査委員会の構成）

- 第70条の3 理事長は、再審査申立てがあった場合において、前条第1項の規定によりこれを却下しないときは、不服申立てに対する決定、不服申立審査会の決定又は原決定に関与していない3名の本部扶助審査委員を指名し、再審査委員会を構成させて、当該再審査申立てをその審査に付する。
- 2 再審査委員会の委員のうち1名は、本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長とする。ただし、本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長のいずれもが不服申立てに対する決定、不服申立審査会の決定又は原決定に関与している場合は、この限りでない。
 - 3 前項により指名された本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長は、再審査委員会の議事を主宰する。ただし、再審査委員会の委員に本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長のいずれもが含まれないときは、委員の互選により議事の主宰者を選任する。
 - 4 理事長は、第1項の規定により再審査委員会の審査に付したときは、再審査申立てをしなかった利害関係者にその旨を通知する。
 - 5 理事長は、地方事務所長から送付された一件記録を再審査委員会に提出する。

(再審査委員会による審理)

第70条の4 再審査委員会の審理は、非公開とする。

2 再審査委員会は、必要と認めるときは、利害関係者の出席を求めることができる。

3 再審査委員会の議事を主宰する委員は、必要と認めるときは、理事長又は地方事務所長に対し、再審査申立てに対する決定をするために必要な事項について、調査又は報告を求めることができる。

(証拠書類等の提出)

第70条の5 利害関係者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、再審査申立てと関連しないものは、この限りでない。

2 再審査委員会の議事を主宰する委員は、必要があると認めるときは、前項により証拠書類又は証拠物を提出しようとする者に対し、その標目及びこれにより疎明しようとする事実等を記載した書面を提出するよう求めることができる。

3 理事長は、第70条の7に定める決定(同条第2項の地方事務所長に差し戻す決定を除く。)をしたときは、速やかに、この条の規定により提出された証拠書類又は証拠物を提出者に返還する。

4 理事長は、第70条の7第2項の地方事務所長に差し戻す決定をしたときは、前項の証拠書類又は証拠物を当該地方事務所長に送付する。

(再審査委員会による決定)

第70条の6 再審査委員会は、再審査申立てにつき審査し、理由を付してその採否を決定する。ただし、不服申立てに対する決定を変更する旨の決定をするときは、再審査申立てをしなかった利害関係者に意見を述べる機会を与えなければならない。

2 再審査委員会の議事は、全委員の過半数をもって決する。

3 再審査委員会の議事を主宰した委員は、当該再審査委員会の決定内容を速やかに理事長に報告する。

(再審査委員会の決定に基づく理事長の決定)

第70条の7 理事長は、前条第1項の決定に基づき、再審査申立てに対する決定を行い、利害関係者にその決定内容を通知する。

2 理事長は、再審査委員会が再審査申立てを採用すべき旨の決定をしたときは、同決定に基づき、不服申立てに対する決定を破棄して事案を地方事務所長に差し戻し、又は自ら相当な決定を行う。

3 理事長は、再審査委員会が再審査申立てにつき不適法であると認める旨の決定をしたときは、これを却下する旨の決定を行う。

(差し戻し決定後の手続)

第70条の8 地方事務所長は、前条により不服申立てに対する決定を破棄して事案を地方事務所長に差し戻す旨の決定がなされたときは、第69条の3から第69条の6までに規定する手続(ただし、「原決定」とあるのは、「再審査の申立ての対象となった決定及びその基となった不服申立審査会の決定」と読み替える。)により、事案を再考し、相当な決定を行う。

2 前項の場合において、理事長が再審査申立てを相当と認める理由とした事実上及び法令上(業務方法書及びその下部規則を含む。)の判断は、地方事務所長及び不服申立審査会を拘束する。

第3節 国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護関連業務並びにその附帯業務の方法

第1款 通則

(定義)

第71条 本節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国選弁護人契約弁護士 センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。
- 二 一般国選弁護人契約 センターが国選弁護人の事務の取扱いについて弁護士と締結する契約のうち、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約をいう。
- 三 普通国選弁護人契約 一般国選弁護人契約のうち、報酬及び費用が事件ごとに定められる契約をいう。
- 四 一括国選弁護人契約 一般国選弁護人契約のうち、報酬及び費用が、その取り扱う複数の事件について一括して定められる契約をいう。
- 五 一般国選弁護人契約弁護士 センターとの間で一般国選弁護人契約を締結している弁護士をいう。
- 六 国選付添人契約弁護士 センターとの間で国選付添人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。

- 七 一般国選付添人契約 センターが国選付添人の事務の取扱いについて弁護士と締結する契約のうち、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約をいう。
- 八 一般国選付添人契約弁護士 センターとの間で一般国選付添人契約を締結している弁護士をいう。
- 九 国選弁護人等 国選弁護人又は国選付添人をいう。
- 十 国選弁護人等契約弁護士 国選弁護人契約弁護士又は国選付添人契約弁護士をいう。
- 十一 一般国選弁護人等契約 一般国選弁護人契約又は一般国選付添人契約をいう。
- 十二 一般国選弁護人等契約弁護士 一般国選弁護人契約弁護士又は一般国選付添人契約弁護士をいう。
- 十三 被害者参加弁護士契約弁護士 センターとの間で国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。
- 十四 一般被害者参加弁護士契約 センターが国選被害者参加弁護士の事務の取扱いについて弁護士と締結する契約のうち、報酬及び費用が事件ごとに定められる契約をいう。
- 十五 一般被害者参加弁護士契約弁護士 センターとの間で一般被害者参加弁護士契約を締結している弁護士をいう。
- 十六 勤務契約 センターが国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の事務の取扱いについて弁護士と締結する契約のうち、センターに勤務し、給与を受けて国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の事務を取り扱う契約をいう。
- 十七 勤務弁護士 センターとの間で勤務契約を締結している弁護士をいう。
- 十八 国選弁護人等候補指名通知請求 裁判所若しくは裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という。）がセンターに対して国選弁護人等の候補を指名して通知するよう求めることをいう。
- 十九 国選被害者参加弁護士候補指名通知請求 裁判所がセンターに対して国選被害者参加弁護士の候補を指名して通知するよう求めることをいう。
- 二十 選定請求 被害者参加人（事件の手続への参加の申出を行い、未だ裁判所による参加の許可がされていない者を含む。以下同じ。）がセン

ターを經由して裁判所に対して国選被害者参加弁護士を選定するよう請求することをいう。

第2款 弁護士との契約に関する事項

(国選弁護人契約及び国選付添人契約並びに国選被害者参加弁護士契約の方法)

第72条 センターは、支援法第30条第1項第3号に規定する業務を行うため、国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて弁護士と契約を締結する。

2 センターは、弁護士と一般国選弁護人等契約又は一般被害者参加弁護士契約を締結するときは、法務大臣の認可を受けた国選弁護人の事務に関する契約約款(以下「国選弁護人契約約款」という。)若しくは国選付添人の事務に関する契約約款(以下「国選付添人契約約款」といい、これらの約款を「国選弁護人等契約約款」という。)又は国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款(以下「被害者参加弁護士契約約款」という。)による。

3 センターは、地方事務所において、当該地方事務所の所在地にある弁護士会の所属弁護士から一般国選弁護人等契約又は一般被害者参加弁護士契約の申込書及び添付書類の提出を受けることにより、一般国選弁護人等契約又は一般被害者参加弁護士契約の申込みを受け付ける。

4 地方事務所は、前項に基づく申込みの受付について、その所在地にある弁護士会からの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の申込書のとりまとめを依頼し、所属弁護士の申込書を弁護士会からまとめて受ける方法により申込みを受け付ける。

5 地方事務所は、前項に基づき、申込書のとりまとめを行う弁護士会から、あらかじめ、国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士として推薦する弁護士についてのみ申込書のとりまとめを行う旨の通知を受けているときは、弁護士会によるとりまとめを経ずにされた当該弁護士会の所属弁護士からの申込みについて、当該弁護士会が申込書のとりまとめを行っている旨を告げた上で申込書を受理し、当該弁護士との契約締結について当該弁護士会に意見を求めた上で、申込みの諾否を判断する取扱いをする。

6 センターは、申込みが一般国選弁護人等契約若しくは一般被害者参加弁

護士契約に定める要件を満たさないとき又は当該申込みをした者について国選弁護人等契約約款若しくは被害者参加弁護士契約約款に規定する契約締結障害事由があるときは、契約を締結しない。

- 7 センターは、申込みの諾否を決定するために必要があるときは、申込者の所属弁護士会に照会するなどの方法により、所要の調査を行う。
- 8 センターは、第3項の申込みを受け付けたときは、速やかに諾否を決定して申込者に通知する。
- 9 センターは、弁護士と国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約を締結したときは、遅滞なく、当該弁護士の氏名、事務所の所在地及び当該弁護士が締結している契約の種類（一般国選弁護人契約・一般国選付添人契約・一般被害者参加弁護士契約・勤務契約の別及び一般国選弁護人契約については普通国選弁護人契約・一括国選弁護人契約の別）を、選任又は選定に係る裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知する。
- 10 センターは、弁護士と国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて締結していた契約が終了したときは、遅滞なく、その旨を、選任又は選定に係る裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知する。

第3款 国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項

（指名通知業務の遂行体制に関する事項）

- 第73条 センターは、国選弁護人等候補指名通知請求を受けたときに、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所等に通知するための体制及び国選被害者参加弁護士候補指名通知請求又は選定請求を受けたときに、遅滞なく、被害者参加弁護士契約弁護士の中から国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知するための体制を整備する。
- 2 センターは、地方事務所において、国選弁護人等候補指名通知請求又は国選被害者参加弁護士候補指名通知請求若しくは選定請求を受けて、国選弁護人等契約弁護士又は被害者参加弁護士契約弁護士の中から国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所等に通知する業務

(以下「指名通知業務」という。)を行う。

- 3 センターは、前項の規定にかかわらず、特定の地方事務所の休業日における当該地方事務所が行うべき国選弁護士等に係る指名通知業務を、他の地方事務所において行わせることができる。
- 4 地方事務所は、その所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内にある複数の事務所で指名通知業務を行うときは、裁判所と協議の上、国選弁護士等候補指名通知請求又は国選被害者参加弁護士候補指名通知請求若しくは選定請求を受けて、国選弁護士等又は国選被害者参加弁護士の候補を指名通知する裁判所等と、当該国選弁護士等候補指名通知請求又は当該国選被害者参加弁護士候補指名通知請求若しくは当該選定請求に係る指名通知業務を行う事務所との対応関係をあらかじめ定める。
- 5 地方事務所は、指名通知業務を円滑に遂行するため、同業務を行う事務所ごとに、あらかじめ、選任又は選定に係る裁判所、国選弁護士等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士との間での連絡方法を定める。
- 6 地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に遂行するため、同業務を行う事務所ごとに、あらかじめ、指名通知を行うための名簿（以下「指名通知用名簿」という。）を調製し、事務所に備え置く。
- 7 地方事務所は、その所在地にある弁護士会から申出があるときは、弁護士会に指名通知用名簿の調製への協力を依頼し、これに基づいて指名通知用名簿を調製する。
- 8 地方事務所は、指名通知用名簿を調製するときは、選任又は選定に係る裁判所及び弁護士会と協議を行った上で、作成すべき名簿の種類、国選弁護士等又は国選被害者参加弁護士の候補として指名する手順その他指名通知業務を迅速かつ確実に行うために必要な事項を定める。
- 9 地方事務所は、指名通知用名簿を調製した場合には、国選弁護士等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名通知の運用状況について、選任又は選定に係る裁判所及び弁護士会と必要な協議を行う。

(国選弁護士等候補の指名通知の方法)

- 第74条 地方事務所は、国選弁護士等候補指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護士等契約弁護士の中から、国選弁護士等の候補を指名し、裁判所等に通知する。
- 2 地方事務所は、一般国選弁護士等契約弁護士について指名通知業務を行う場合には、国選弁護士等契約約款に基づき、弁護士に国選弁護士等の候

補として指名することについての打診を行い、その承諾を確認した上で国選弁護士等候補として指名し、国選弁護士等候補指名通知請求をした裁判所等に通知する。

- 3 地方事務所は、指名通知した国選弁護士等契約弁護士が、支援法第39条第2項第2号に規定する弁護士であるときは、国選弁護士等指名通知請求をした裁判所等に対し、その旨を通知する。
- 4 地方事務所は、当該地方事務所の所在地にある弁護士会に対し、指名通知の結果を通知する。

(国選被害者参加弁護士候補の指名通知の方法)

第74条の2 地方事務所は、選定請求を受けたときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号。以下「犯罪被害者等保護法」という。）第5条第2項の規定により提出を受けた書面（以下「提出書面」という。）を送付する。ただし、選定請求を受けた地方事務所が、当該選定請求に係る事件の係属する裁判所に対応する地方事務所（以下「対応地方事務所」という。）でないときは、対応地方事務所に対し、これを通知するとともに、提出書面を送付する。

- 2 地方事務所は、被害者参加人に対し、情報通信技術を利用する方法その他の方法により、提出書面の記載方法について助言を行うなど、被害者国選弁護制度の利用に関する情報及び資料を提供する。
- 3 対応地方事務所は、国選被害者参加弁護士候補指名通知請求又は選定請求を受けたときは、被害者参加人の意見を聴き、遅滞なく、被害者参加弁護士契約約款に基づき、一般被害者参加弁護士契約弁護士に国選被害者参加弁護士の候補として指名することについての打診を行い、その承諾を確認した上で、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する。ただし、犯罪被害者等保護法第7条第1項各号のいずれかに該当することが明らかであると認めるときは、裁判所に対してその旨を通知し、指名通知をしないことができる。
- 4 対応地方事務所は、前項に規定する業務を行うに当たり、選定請求を受けた地方事務所その他の地方事務所の協力を求めることができる。
- 5 対応地方事務所は、指名通知した被害者参加弁護士契約弁護士が、支援法第39条の3第2項第2号に規定する弁護士であるときは、裁判所に対し、その旨を通知する。

- 6 対応地方事務所は、国選被害者参加弁護士の候補として指名通知した被害者参加弁護士契約弁護士の所属弁護士会に対し、指名通知の結果を通知する。

第4款 報酬及び費用の算定及び支払に関する事項

(報酬及び費用の算定及び支払の方法)

第75条 センターは、第74条第1項に規定する通知に基づいて一般国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人等に選任され、その法律事務を取り扱ったとき、又は国選被害者参加弁護士候補指名通知請求若しくは選定請求を受けて裁判所に指名通知した一般被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定され、その法律事務を取り扱ったときは、国選弁護人等契約約款又は被害者参加弁護士契約約款に基づいて報酬及び費用を算定し、支払う。

2 地方事務所は、当該地方事務所が行った指名通知に基づいて国選弁護人等に選任された一般国選弁護人等契約弁護士又は国選被害者参加弁護士に選定された一般被害者参加弁護士契約弁護士について、前項に規定する報酬及び費用の額を算定し、当該弁護士にその額を通知する。

3 前項の通知に係る額に対し、弁護士から不服の申立てがされたときは、地方事務所は、再度その額の算定を行い、額を訂正すべきときは訂正した額を、それ以外のときは前項の通知に係る額を、当該弁護士に通知するとともに、その額を一般国選弁護人等契約又は一般被害者参加弁護士契約に基づいて当該弁護士に支払うべき報酬及び費用の額として本部事務所に報告する。

4 前項に規定する不服の申立てがされることなく一般国選弁護人等契約又は一般被害者参加弁護士契約に規定する不服申立期間が経過したときは、地方事務所は、第2項の規定に基づいて算定した額を、それぞれの契約に基づいて一般国選弁護人等契約弁護士又は一般被害者参加弁護士契約弁護士に支払うべき報酬及び費用の額として本部事務所に報告する。

5 本部事務所は、第3項又は前項に規定する報告を受けたときは、一般国選弁護人等契約又は一般被害者参加弁護士契約に定めるところにより、一般国選弁護人等契約弁護士又は一般被害者参加弁護士契約弁護士に対して、

当該報告に係る額を支払う。

第5款 支援法第39条第4項、第39条の2第3項及び第39条の3第3項に規定する協力に関する事項

(支援法第39条第4項に規定する裁判所及び検察官に対する協力)

第76条 センターは、国選弁護士契約弁護士が国選弁護人に選任された事件について、裁判所及び検察官に対し、国選弁護人に係る訴訟費用の額の算定又は概算に関し必要な協力を行う。

2 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて国選弁護人が選任された事件について、裁判所から、訴訟費用の負担について判断するために必要があるとして、国選弁護人に係る訴訟費用の額の概算に関する協力を求められたときは、裁判所の求めに応じ、遅滞なく、訴訟費用の額の概算に関する資料を提供する。

3 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて一括国選弁護士契約弁護士又は勤務弁護士が国選弁護人に選任された事件について、裁判所から、支援法第39条第2項第2号の規定に基づいて旅費、日当、宿泊料及び報酬の額を定めるために必要があるとして、国選弁護人に係る訴訟費用の額の概算に関する協力を求められたときは、遅滞なく、訴訟費用の額の概算に関する資料を提供する。

4 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて普通国選弁護士契約弁護士が国選弁護人に選任された事件について、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定したときは、検察官からの求めに応じ、遅滞なく、前条第3項又は第4項の規定に基づいて本部事務所に報告した報酬及び費用の額並びに内訳を検察官に通知する。

(支援法第39条の2第3項に規定する裁判所に対する協力)

第76条の2 センターは、国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任された事件について、裁判所に対し、国選付添人に係る費用の額の算定に関し必要な協力を行う。

2 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて一般国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任された事件について、費用の徴収を命ずる裁判が確定したときは、裁判所からの求めに応じ、遅滞なく、第75条第3項又は第4項の規定に基づいて本部事務所に報告した報酬及び費用の額並

びに内訳を裁判所に通知する。

(支援法第39条の3第3項に規定する裁判所に対する協力)

第76条の3 センターは、被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定された事件について、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士に係る費用の額の算定に関し必要な協力を行う。

2 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて一般被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定された事件について、費用の徴収を命ずる裁判が確定したときは、裁判所からの求めに応じ、遅滞なく、第75条第3項又は第4項の規定に基づいて本部事務所に報告した報酬及び費用の額並びに内訳を裁判所に通知する。

第6款 支援法第39条第5項に規定する訴訟費用の見込額の通知に関する事項

(支援法第39条第5項に規定する被告人又は被疑者に対する訴訟費用の見込額の通知)

第77条 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて国選弁護人が選任された事件について、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第500条の2の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告人又は被疑者の求めがある場合には、遅滞なく、当該事件について普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されているときにあっては、普通国選弁護人契約に基づいて報酬及び費用を算定し、勤務弁護士又は一括国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されているときにあっては、当該事件について普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されて法律事務を取り扱った場合における報酬及び費用を算定し、その算定額及び内訳を、国選弁護人に係る訴訟費用の見込額として当該被告人又は被疑者に通知する。

第7款 支援法第43条第1号に掲げる勘定の管理に関する事項

(国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護関連業務勘定の管理)

第78条 センターは、支援法第43条第1号に規定する勘定として、同法

第30条第1項第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理について国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護勘定を、同号に掲げる業務以外の業務に係る経理について一般勘定を設けて整理する。

第4節 司法過疎地等における法律事務の取扱いに関する業務及びその附帯業務の方法

(司法過疎地業務)

第79条 センターは、支援法第30条第1項第4号の規定により、弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせる。

2 前項に規定する地域は、その地域で実働している弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者の数、周辺地域との交通状況、法律サービスの需要を考慮して理事長が定める。

3 第1項に規定する相当の対価の基準は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情を考慮して理事長が定める。

第5節 犯罪被害者等支援業務及びその附帯業務の方法

(犯罪被害者等支援業務)

第80条 センターは、支援法第30条第1項第5号の規定により、被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供する。

一 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に関するもの

二 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの

2 センターは、前項に規定する業務を行う場合において、被害者等の援助

に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために、日本弁護士連合会と協議をして、必要な措置を講ずるよう配慮する。

3 センターは、第1項に規定する業務を行う場合において、警察庁、日本弁護士連合会、被害者等の援助を行う団体その他関係機関・団体と十分に連携する。

4 センターは、第1項に規定する業務を行うに当たり、前項に規定する関係機関・団体と協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の援助に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。

第6節 関係機関の連携の確保

(関係機関の連携)

第81条 センターは、支援法第30条第1項各号及び第2項の規定による業務を行うに当たり、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会、隣接法律専門職者団体、裁判外における法による紛争解決を行う者、犯罪被害者等の援助を行う団体、高齢者又は障害者の援助を行う団体その他関連機関との間における連携の確保及び強化を図る。

第7節 講習又は研修の実施業務及びその附帯業務の方法

(講習又は研修の実施)

第82条 センターは、支援法第30条第1項第7号の規定により、講習又は研修を実施する。

2 センターは、第80条第1項に規定する犯罪被害者等支援業務の実施を通じてセンターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者等支援に携わる関係者に提供するよう努める。

第3章 支援法第30条第2項の業務の方法

(日本弁護士連合会委託援助業務)

第83条 センターは、支援法第30条第2項の規定に基づき、別紙「日本

弁護士連合会委託援助業務規程」に定める業務を行う。

(財団法人中国残留孤児援護基金委託援助業務)

第83条の2 センターは、支援法第30条第2項の規定に基づき、別紙「財団法人中国残留孤児援護基金委託援助業務規程」に定める業務を行う。

第4章 業務委託

(業務委託の基準)

第84条 センターは、業務の効率的実施のため、当該業務を的確に行う能力を有する者に、業務の一部を委託することができる。ただし、センターが委託を受けて行う業務については、業務の全部を一括して、又は委託者の指定した主たる部分を他に委託することができない。

2 センターは、前項の規定に基づき、業務の一部を委託する場合においては、委託先の財務内容、業務に関する知見及び業務管理体制（業務運営に係るセンターによる指示に適時適切に応じることができる体制が完備していること並びにセンターに対する業務の実施状況に関する報告及び資料の提出に関する体制が完備していることを含む。）その他委託先の業務遂行能力を勘案して委託先を選定する。

3 センターは、第1項の規定により業務を委託しようとするときは、受託者と書面による契約を締結する。

第5章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第85条 センターは、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みを行わせることにより競争に付する。ただし、契約の予定価格が少額である場合その他センターの内部規程で定める場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第6章 雑則

(細則への委任)

第86条 センターは、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に

関し、必要な事項について細則を定める。

附則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、法務大臣の認可のあった日から施行する。

(経過措置)

第2条 センターの業務開始前に、民事法律扶助事業業務規程に基づき、財団法人法律扶助協会がした決定、承認その他の処分又は申請その他の手続は、本業務方法書によってした決定、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

附則(平成19年3月19日法務大臣変更認可)

この業務方法書の変更は、法務大臣の認可のあった日又は平成19年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

附則(平成19年10月30日法務大臣変更認可)

この業務方法書の変更は、法務大臣の認可のあった日から施行する。

附則(平成20年3月17日法務大臣変更認可)

(施行期日)

第1条 この業務方法書の変更は、法務大臣の認可のあった日又は平成20年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

附則(平成20年11月〇日法務大臣変更認可)

(施行期日)

第1条 この業務方法書の変更は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この業務方法書の変更前に第5条第3号に規定する援助の申込のあった事件に関しては、変更後の別表2にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1

代理援助等資力基準

業務方法書第9条に規定する「資力に乏しい国民等」とは、この基準の第1及び第2のいずれをも満たす者をいう。

第1 収入等に関する基準

1 収入等

- 一 申込者の収入（手取り月収額（賞与を含む）をいう。以下同じ。）にその配偶者の収入を加算した額が、その家族の人数に応じ、下記の基準額以下であること。

単身者	182,000円
2人家族	251,000円
3人家族	272,000円
4人家族	299,000円

以下、家族1名増加する毎に基準額に30,000円を加算する。

- 二 援助申込以前における援助に係る事件に関する保険金で、将来給付されるものは、申込者の収入とみなす。
- 三 申込者が生活保護法に定める保護の基準の一級地に居住している場合には、この基準の第1の1の一に規定する基準額に10%を加算した額をもって基準額とする。
- 四 申込者又はその配偶者が、家賃又は住宅ローンを負担している場合は、次の額を限度に当該負担に係る額をこの基準の第1の1の一に規定する基準額に加算することができる。

単身者	41,000円
2人家族	53,000円
3人家族	66,000円
4人家族以上	71,000円

2 収入等に関する補足

- 一 申込者と同居している家族（配偶者を除く。）で、申込者の生計に貢献していることが明らかな者の収入は、貢献している範囲で申込者の収入に加算することができる。

- 二 配偶者又はこの基準の第1の2の一に規定する同居の家族が申込者の事件の相手方である場合には、当該配偶者又は同居の家族の収入は申込者の収入に加算しない。
 - 三 この基準の第1の1の三に規定する地域以外の地域についても、理事長はこの基準の第1の1の三に規定する措置と同様の措置をとる地域を定めることができる。
 - 四 地域の実情により、理事長は、この基準の第1の1の四に規定する額を上回る限度額を定めることができる。
- 3 医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等の負担があるとき申込者の収入にその配偶者の収入を加算した額がこの基準の第1の1及び第1の2に定めるところにより算定した基準額を上回る場合であっても、医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、この基準を満たしているものとして取り扱うことができる。

第2 資産に関する基準

1 資産

申込者又はその配偶者が所有する不動産その他の資産（次の一から三に掲げるものを除く。）が、理事長が別に定める基準以下であること。

- 一 援助に係る事件の係争物件
- 二 生活のために必要な住宅及び農地
- 三 配偶者が当該紛争の相手方である場合における、配偶者の所有する資産

- 2 医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等の負担があるとき申込者又はその配偶者の有する資産が上記の基準を上回る場合であっても、医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、この基準を満たしているものとして取り扱うことができる。

第3 その他の例外的事項

申込者の資力が第1又は第2の基準に適合しない場合であっても、申込

案件の性質等により、特に多額の弁護士費用を要することがやむを得ない場合であって、申込者に資金調達の方法がなく、援助しなければ訴訟の準備及び遂行が著しく困難となるおそれのある場合であって、援助をすることが相当と認められるときは、資力の判定においてこの事情を考慮し、第1及び第2の基準に適合するものと認めることができる。

別表 2

法律相談援助資力基準

業務方法書第15条に規定する「資力に乏しい国民等」とは、この基準の第1及び第2のいずれをも満たす者をいう。

第1 収入等に関する基準

別表1の第1に同じ。ただし、同1の二及び2の一は適用しない。

第2 資産に関する基準

- 1 申込者又はその配偶者が有する現金又は預貯金の額が、理事長が別に定める基準以下であること。
- 2 別表1第2の2に同じ。

別表3

1. 代理援助立替基準

	案件の内容	訴 額	実 費		着 手 金		報 酬 金	
			立替支出額	備 考	立替支出額	備 考	立替支出額	備 考
(1) 金 銭 事 件	(イ) 交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件	～ 50万円未満 50万円以上 100万円未満 100万円以上 200万円未満 200万円以上 300万円未満 300万円以上 500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	25,000円 35,000円 〃 〃 〃 〃 〃	1. 訴訟救助を受けるものとする。 2. 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	63,000円 94,500円 126,000円 157,500円 178,500円 210,000円 231,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	1. 現実に入手した金銭が、3,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。 現実に入手した金銭が、3,000万円を超える部分については、その超える部分の6%（税別）を加算する。 2. 当面取立てができない事件の報酬金は63,000円～126,000円とし、標準額を84,000円とする。 3. 相手方の請求を排除した場合の報酬金は、着手金の7割相当額とし、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,500円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額は、請求排除額の10%を超えないものとする。	1. 事件の難易、出廷回数等を考慮し、増減することができる。 出廷回数は1回10,500円を基準とする。
	(ロ) 手形訴訟		(イ)の2分の1		(イ)の2分の1			
(2) 不 動 産 ・ 動 産 事 件	所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家	～ 50万円未満 50万円以上 100万円未満 100万円以上 200万円未満 200万円以上 300万円未満 300万円以上 500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	25,000円 35,000円 〃 〃 〃 〃 〃	1. 訴訟救助を受けるものとする。 2. 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	63,000円 94,500円 126,000円 157,500円 178,500円 210,000円 231,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	1. 受けた利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。 受けた利益が、1,000万円を超え3,000万円までは、その超える部分の6%（税別）を加算する。 受けた利益が、3,000万円を超え5,000万円までは、その超える部分の5%（税別）を加算する。 受けた利益が、5,000万円を超える部分については、その超える部分の4%（税別）を加算する。	1. 事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件に同じ。 2. 時価の算定は国土交通省の公示価格・相続税の路線価格を参考に決定する。 3. 受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し評価する。
	借地非訟事件 境界事件		25,000円 不動産事件に準ずる。		105,000円～157,500円 157,500円～210,000円 標準額を189,000円とする			
(3) 家 事 事 件	離婚・認知等請求		35,000円	1. 訴訟救助を受けるものとする。 2. 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	○公示送達事件 84,000円 ○金銭請求を伴わないもの 189,000円～241,500円 標準額を220,500円とする ○金銭請求を伴うもの 金銭請求と同様とする。ただし220,500円を下回らないものとする。	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	1. 財産的給付がない又は当面取立てができない事件の報酬金は63,000円～126,000円とし、標準額を84,000円とする。 2. 公示送達事件 63,000円～84,000円 3. 金銭給付のある場合には、金銭事件に準ずる。 4. 金銭以外の財産的給付のある場合には、不動産・動産事件に準ずる。 5. 財産的給付のある場合の報酬金の下限は84,000円とする。	1. 受けた利益の算定については、扶養料の分割払いの場合には2年分、遺産分割事件については相続分の3分の1とし、報酬金はそれぞれその10%（税別）とする。 2. 事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じ。
	遺産分割事件（調停も同様）		35,000円		金銭事件に準ずる。	訴訟の算定は目的物の価額の1/3を基準とする。	金銭事件～不動産事件に準ずる。（備考参照）	
(4) 行 政 事 件			35,000円	印紙代は別途支出する。	157,500円～231,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	110,000円～162,000円に、出廷回数1回につき10,500円を乗じた額を加算する。	事件の難易等を考慮し、増減することができる。
(5) 保 全 事 件	仮差押・仮処分		20,000円	保証金、登録税は決定額を支出する。	42,000円～63,000円		本案事件と一括して決定する。	本案と保全の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。
	労働事件斯行仮処分		20,000円		126,000円～189,000円		金銭事件～不動産事件に準ずる。	
(6) そ の 他	① 強制執行事件		20,000円 ○少額訴訟債権執行 15,000円	予納金は別途支出する。	○強制執行単独援助の場合 52,500円～73,500円 ○関連事件がある場合 執行対象が不動産の場合 52,500円～73,500円 執行対象が債権・動産の場合 42,000円～63,000円 ○少額訴訟債権執行 42,000円		本案事件と一括して決定する。	本案と執行の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。
	② 財産開示手続		15,000円		31,500円～42,000円			
	③ 執行停止事件		10,000円	予納金は別途支出する。但し、被援助者の直接負担を求めることがある。	52,500円～73,500円		本案事件と一括して決定する。	
	④ 民事調停事件		20,000円	印紙代は別途支出する。	42,000円～105,000円 ○調停不調の本訴 調停事件の着手金の2分の1相当額を減じる。	建築瑕疵又は医療過誤その他事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。	
	⑤ 家事調停事件・家事審判（乙）事件		20,000円 ○調停不調の本訴 35,000円 ○調停・本訴一括扶助 各 20,000円		84,000円～126,000円 ○調停不調の本訴 157,500円 ○調停・本訴一括扶助 調停 84,000円～105,000円 本訴157,500円	調停不調のときは本訴を関連扶助する。 事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで支出することができる。	離婚・認知等請求事件に準ずる。	

	案件の内容	訴 額	実 費		着 手 金		報 酬 金	
			立替支出額	備 考	立替支出額	備 考	立替支出額	備 考
そ の 他	⑥ 家事審判 (甲) 事件	成年後見等を除く 家事審判(甲)事件	10,000円 ～20,000円		31,500円～42,000円		原則としてなしとする。ただし、事案が複雑困難な場合は、離婚・認知等請求事件に準ずる。	
		成年後見人等申立事件	20,000円		63,000円～105,000円			
	⑦ 労働審判事件		20,000円	印紙代は別途支出する。	84,000円～126,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。	
	⑧ 保護命令事件		20,000円		○口頭弁論又は審尋がある場合 126,000円 ○口頭弁論又は審尋がない場合 52,500円	事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで支出することができる。		
	⑨ 証拠保全事件		20,000円	保全後の調査を含む時は、3万円程度を加算する。	63,000円～84,000円		本案事件と一括して決定する。	
	⑩ 被告・被控訴事件		20,000円 反訴を含む時は 35,000円		金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。	被控訴事件で、一審扶助の時は一括して決定する。
	⑪ 涉外事件		50,000円	翻訳料は別途支出する。	金銭事件～家事事件に準ずる。		金銭事件～家事事件に準ずる。	
	⑫ 控訴事件		金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。	
	⑬ 示談交渉事件	特に処理が簡易なもの	10,000円		31,500円～42,000円	1. 交渉不成立の場合本訴を関連扶助する。費用は金銭事件に準じ適宜減額する。	金銭事件～家事事件に準ずる。	
		上記以外のもの	20,000円		63,000円～105,000円	2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。		
	⑭ 支払督促		5,000円		21,000円～42,000円		金銭事件に準ずる。	
	⑮ 任意整理事件・ 特定調停事件	債権者数 1社～5社	25,000円	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円	1. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては283,500円まで支出することができる。		
		6社～10社	25,000円		147,000円			
11社～20社		30,000円	168,000円					
21社以上		35,000円	189,000円					
⑯ 自己破産事件	債権者数 1社～10社	23,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	126,000円	1. 管財事件は210,000円まで支出することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては268,000円まで支出することができる。			
	11社～20社	23,000円		147,000円				
	21社以上	23,000円		178,500円				
⑰ 民事再生手続	債権者数 1社～10社	35,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	157,500円	1. 個人再生委員が付かない事件又は評価申立がある事件は31,500円を限度に左欄記載の金額より増額することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては315,000円まで支出することができる。			
	11社～20社	35,000円		178,500円				
	21社以上	35,000円		210,000円				
⑱ 損害賠償命令事件		10,000円～25,000円	国選被害者参加弁護士が申立人側の受任者となる場合は20,000円とし、国選弁護士が相手方側の受任者となる場合は10,000円とする。	52,500円～94,500円	事件の性質上特に処理が困難なものについては136,500円まで支出することができる。	1. 相手方等から現実に金銭を入手したときは、金銭事件に準ずる。 2. 当面取立ができない事件の報酬金は21,000円とする。 3. 相手方の請求を排除した場合の報酬金は21,000円とする。	事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じ。	

(注)

1. 被援助者が事件に関し相手方等から金銭等を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替えではなく、被援助者が直接受任者に支払うものとする事ができる（業務方法書第57条第2項）。
2. 立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。
3. 既に代理援助又は書類作成援助が行われた事件に関連する案件で、両件の間で争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽い場合は、着手金を立替支出額欄記載の金額の50%程度まで減額して決定することができる。
4. 追加支出限度額（限度額を超える場合には原則として被援助者直接負担とする。）

(1) 鑑定料	50万円	(5) 記録謄写料	20万円
	(但し、医療過誤事件は80万円)	(6) 通訳料	10万円
(2) 登録免許税	35万円	(7) 翻訳料	10万円
(3) 印紙代	35万円	(8) その他実費	30万円
(4) 執行予納金	50万円		((1) ~ (7) 以外の実費すべてを合算しての限度額)
	(但し、民事執行（不動産）事件は100万円)		
5. 被援助者が多数にわたる場合の着手金
同一の訴訟、調停等の手続きにおいて、被援助者が多数にわたる場合には、受任者の事件処理上の負担に応じ、1人あたり52,500円まで増額支出することができる。
6. 以上の金額は、税別の表示があるものを除いて、すべて税込表示である。

2. 書類作成援助立替基準

手 続	書面の種類	実費		報酬	
		立替支出額	備考	立替支出額	備考
1. 通常訴訟手続	訴状・答弁書・準備書面等	初回実費 原告15,000円 被告 8,000円 追加実費 書類作成1回につき5,000円を追加する。	1. 追加支出限度額を20,000円とする。 2. 訴訟救助を受けるものとする。 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	初回報酬26,250円 追加報酬 書類作成1回につき21,000円～26,250円	追加報酬限度額を105,000円とする。
2. 督促手続	支払督促申立書（仮執行宣言を含む）	8,000円	債務者1名増加するごとに5,000円を追加支出する。	支払督促申立書の作成21,000円 仮執行宣言申立書の作成15,750円を追加する。	異議申立てのある場合には、訴状に代わる準備書面を作成する。この場合には訴状・答弁書作成援助の追加費用、追加報酬を支出する。
3. 民事保全手続	仮差押・仮処分申立書（供託を含む）	15,000円	保証金、登録税は被援助者直接負担とする。	42,000円～47,250円	
4. 民事執行手続	不動産執行申立書	25,000円	予納金は被援助者直接負担とする。	57,750円～63,000円	
	動産執行申立書	5,000円		21,000円～26,250円	
	債権執行申立書	10,000円		26,250円～36,750円	
5. 調停、審判、和解、非訟事件手続	各申立書	初回実費 10,000円 追加実費 書類作成1回につき5,000円を追加する。	追加支出限度額を20,000円とする。	初回報酬26,250円 追加報酬 書類作成1回につき21,000円	追加報酬限度額を42,000円とする。
6. 成年後見人等申立て	申立書	15,000円	家事審判規則第24条による鑑定費用は別途被援助者のため支出する。	42,000円～63,000円	
7. 破産事件手続	自己破産申立書（免責申立書を含む）	17,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	債権者20社まで 84,000円 21社以上 94,500円とすることができる。	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
8. 民事再生手続	再生手続開始申立書（再生手続に係る一切の書類作成を含む）	20,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円	夫婦双方援助のときは、42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
9. 少額訴訟手続	訴状	8,000円	被告1名増加するごとに5,000円を追加する。 訴額は10万円以上を対象とする。	21,000円	

- (注) 1. 書類作成の上で、事案が特に複雑であり、作成に大きな困難を伴う場合には、事情により報酬を増額することができる。
ただし、追加支出限度額を超えないものとする。
2. 予見できない事情により、実費が決定額を超えた場合、受託者の申し出により超過額を支出することができる。
3. 立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。
4. 以上の金額は、すべて税込表示である。

別紙（第 8 3 条関係）

日本弁護士連合会委託援助業務規程

（定義）

第 1 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一 日本弁護士連合会委託援助業務 センターが、支援法第 30 条第 2 項に基づき、日本弁護士連合会から委託を受けて、資力が乏しいために弁護士を依頼することができない者に対して行う次の業務をいう。

ア 逮捕若しくは勾留された被疑者又は少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 17 条第 1 項第 2 号に定める措置がとられる等した少年に国選辩护人又は国選付添人が付されていない場合において、被疑者の辩护人又は少年法第 10 条第 1 項の付添人としての事務を委託援助契約弁護士に取り扱わせること。

イ 生命、身体若しくは自由（性的自由を含む。）に関する犯罪又はストーカー若しくは配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）からの暴力により被害を受けた者又はその親族若しくは遺族に対し、支援法第 30 条第 1 項第 2 号による援助をすることができない場合において、これらの者の代理人としての事務を委託援助契約弁護士に取り扱わせること。

ウ 弁護士による法的援助の必要がある者に対し、行政手続に関し援助をする場合、業務方法書第 9 条第 1 号の要件に該当しない場合その他の支援法第 30 条第 1 項第 2 号による援助をすることができない場合において、これらの者の代理人としての事務を委託援助契約弁護士に取り扱わせること。

エ イ及びウに関連し、法律相談を委託援助契約弁護士に取り扱わせること。

オ アからエまでの事務に附帯する事務を委託援助契約弁護士に取り扱わせること。

二 委託援助契約弁護士 センターとの間で前号に規定する事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。

（委託者の名称及び所在地）

第2条 日本弁護士連合会委託援助業務（以下「委託援助業務」という。）をセンターに委託する者（以下「委託者」という。）の名称及びその所在地は次のとおりである。

名 称	所 在 地
日本弁護士連合会	東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

（委託援助業務の目的）

第3条 委託援助業務は、資力に乏しいことにより自己の権利を実現するため弁護士を依頼することができない者に対し、支援法第30条第1項に規定する方法以外の方法による弁護士による法的援助を提供することにより、より充実した総合法律支援を実施することを目的とする。

（法律相談の実施方法）

第4条 委託援助業務による法律相談は、委託援助契約弁護士の事務所又はセンターがあらかじめ指定する相談場所において実施する。

（委託援助業務による援助の開始等）

第5条 委託援助業務による援助（法律相談を除く。本条及び次条において同じ。）の申込みをする者（以下「援助申込者」という。）は、委託援助契約弁護士を通じて、地方事務所に申込書を提出する。

2 前項の申込書の提出を受けた場合、地方事務所長は、援助要件に合致するかを審査し、援助開始又は援助不開始の決定をする。

3 援助開始の決定においては、相当な援助方法、報酬及び費用の額その他の必要な事項を定める。

4 援助申込者、委託援助契約弁護士及びセンターは、援助開始の決定に基づき、個別契約を締結する。

5 センターは、前項の契約に基づき、委託援助契約弁護士に対し、第3項の報酬及び費用を支払う。

6 地方事務所長は、援助不開始の決定をしたときは、その理由を付して申込書を提出した委託援助契約弁護士に通知する。

（委託援助業務による援助の終結）

第6条 地方事務所長は、委託援助契約弁護士から終結報告書の提出を受けたときその他援助に係る事件が終結したと認めるときは、援助終結の決定をする。

2 援助終結の決定においては、追加報酬及び費用の額、前条第4項の契約を

締結した援助申込者（以下「被援助者」という。）の委託者に対する費用負担の有無その他の必要な事項を定める。

3 前項の決定において追加報酬及び費用の額を定めた場合、センターは、委託援助契約弁護士に対し、これを支払う。

4 第2項の決定において被援助者の委託者に対する費用負担額を定めた場合、センターは、委託援助契約弁護士及び被援助者に対し、速やかにこれを通知する。

（契約弁護士の確保手段）

第7条 委託援助契約弁護士は、委託者において確保する。

2 センターは、委託者から名簿の提出を受けて、委託援助契約弁護士を登録する。

（実施予定期間）

第8条 委託援助業務の実施予定期間は、平成19年度から平成21年度までの間とする。

（実施地域）

第9条 委託援助業務は全国を対象とし、その事務は全国の地方事務所及び理事長が指定する地方事務所の支部で取り扱う。

（事業計画）

第10条 委託援助業務は、委託者とセンターとが毎年度協議して定める事業計画の予算の範囲内で実施する。

（委託経費）

第11条 委託者は、委託援助業務の実施に要する経費の全額を負担する。

2 前項の経費は、委託援助契約弁護士に支払う報酬及び費用からなる事業費と人件費及び物件費からなる一般管理費とを区分して定める。

（事業継続が困難となった場合の措置）

第12条 センターは、支援法第30条第1項の業務の遂行に支障を生じるおそれがある等の理由により委託援助業務を継続することが困難になった場合、遅滞なく、委託援助業務を中止又は廃止する。

（委託要綱）

第13条 本規程に定めるもののほか、委託援助業務の実施に関し必要な事項は、委託者とセンターとが協議の上、委託要綱で定める。

別紙（第 8 3 条の 2 関係）

財団法人中国残留孤児援護基金委託援助業務規程

（定義）

第 1 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 財団法人中国残留孤児援護基金委託援助業務 センターが、支援法第 30 条第 2 項に基づき、財団法人中国残留孤児援護基金から委託を受けて、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 2 条の中国残留邦人等のうち身元が判明している者が、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 113 条の戸籍の訂正を申請する場合その他戸籍に関する手続を行う場合において、代理人としての事務及びこれに附帯する事務を委託援助契約弁護士に取り扱わせること。
- 二 委託援助契約弁護士 センターとの間で前号に規定する事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。

（委託者の名称及び所在地）

第 2 条 財団法人中国残留孤児援護基金委託援助業務（以下「委託援助業務」という。）をセンターに委託する者（以下「委託者」という。）の名称及びその所在地は次のとおりである。

名 称	所 在 地
財団法人中国残留孤児援護基金	東京都港区虎ノ門 1 丁目 5 番 8 号

（委託援助業務の目的）

第 3 条 委託援助業務は、本邦に永住帰国した中国残留邦人等が、本邦における生活の安定等のために必要とする戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を円滑に行うことができるよう弁護士による法的援助を提供することにより、より充実した総合法律支援を実施することを目的とする。

（委託援助業務による援助の開始等）

第 4 条 委託援助業務による援助の申込みをする者（以下「援助申込者」という。）は、センターの事務所に申込書を提出する。

2 前項の申込書の提出を受けた場合、センターは、援助要件に合致するかを

審査し、援助開始又は援助不開始の決定をする。

- 3 援助開始の決定においては、報酬の額等必要な事項を定める。
- 4 援助申込者、委託援助契約弁護士及びセンターは、援助開始の決定に基づき、個別契約を締結する。
- 5 センターは、前項の契約に基づき、委託援助契約弁護士に対し、第3項の報酬等を支払う。
- 6 センターは、援助不開始の決定をしたときは、その理由を付して援助申込者に通知する。

(委託援助業務による援助の終結)

第5条 センターは、委託援助契約弁護士から終結報告書の提出を受けたときその他援助に係る事件が終結したと認めるときは、援助終結の決定をし、追加費用の額その他の必要な事項を定める。

- 2 前項の決定において追加費用の額を定めた場合、センターは、委託援助契約弁護士に対し、これを支払う。

(契約弁護士の確保手段)

第6条 センターは、委託者及び日本弁護士連合会の協力を得て、委託援助契約弁護士の名簿を作成する。

(実施予定期間)

第7条 委託援助業務の実施予定期間は、平成19年度から平成21年度までの間とする。

(実施地域)

第8条 委託援助業務は全国を対象とする。

(事業計画)

第9条 委託援助業務は、委託者とセンターとが毎年度協議して定める事業計画の予算の範囲内で実施する。

(委託経費)

第10条 委託者は、委託援助業務の実施に要する経費の全額を負担する。

- 2 前項の経費は、委託援助契約弁護士に支払う報酬及び費用からなる事業費と人件費等からなる一般管理費とを区分して定める。

(事業継続が困難となった場合の措置)

第11条 センターは、支援法第30条第1項の業務の遂行に支障を生じるおそれがある等の理由により委託援助業務を継続することが困難になった場合、遅滞なく、委託援助業務を中止又は廃止する。

(委託要綱)

第12条 本規程に定めるもののほか、委託援助業務の実施に関し必要な事項は、委託者とセンターとが協議の上、委託要綱で定める。